

地域商店街コミュニティ拠点形成事業補助金

○制度概要

趣 旨	本市の地域コミュニティの充実及び商店街の振興を図るため、地域商店街の構成員が行うコミュニティ拠点形成事業に対して助成します。
補助対象者	市内の地域商店街の構成員
対象事業	次のいずれかに該当する利便施設を新たに設置する事業 (1) 談話室、休憩所その他公共性の高い来街者の利便に供する施設 (2) 会議室、共同販売所、イベントホールその他商店街の活動に供する施設
補助対象経費	補助対象者が行う店舗等の改築工事に要する費用
補助金の額	・補助率 補助対象経費の1／2 ・限度額 100万円

○手続のながれ

1. 活動計画書の提出	着手の1か月以上前に、 <u>活動計画書と商店街の推薦書</u> を提出していただき事業の概要について協議させていただきます。
2. 見積書の提出	改築工事等の <u>見積書、平面図、立面図、完成予想図等</u> を提出していただき市で単価審査を行います。(1ヶ月弱かかる場合もございます。)
3. 補助金申請	事業着手前に、 <u>補助申請書</u> に必要な書類を添えて提出していただきます。 (<u>誓約書、市税滞納調査同意書</u> 等)
4. 決定	書類審査の上、補助金交付決定の可否をご連絡します。
5. 着手	補助金交付決定前の着手は認められませんのでご注意ください。
6. 完了確認 補助金交付	事業が完了後、担当職員が完了検査を行います。 <u>事業実績報告書*</u> 、写真、請求書、領収書(写)を提出して下さい。 完了検査後、書類審査を経て、補助金を確定し交付します。 ※完了後5年間の間に事業廃止等の変更があった場合は返還を求めます。

問い合わせ先 金沢市経済局商工労働課
〒920-8577 金沢市広坂1-1-1
電話番号：076-220-2193 FAX番号：076-260-7191